

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校
基本設計等業務委託
要領

令和6年10月
門真市

1. 総則

1-1 (主旨)

この要領は、「(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務」(以下「本業務」という。)の基本設計業務、実施設計業務(積算業務、申請業務を含む)及び解体設計業務(積算業務を含む)に関して必要な事項を定める。

1-2 (業務の開始)

市から本業務の設計業務を受けたもの(以下「受注者」という。)は、業務の開始にあたっては本要領を熟読し、その主旨を業務に的確に反映させるとともに、設計開始後は、当設計業務に専心従事すること。

1-3 (秘密の厳守)

受注者は、業務上知り得た情報及び秘密を他に漏らしてはならず、貸与書類の閲覧、複写及び譲渡を行ってはならない。

1-4 (設計工程表)

受注者は、設計に先立ち「業務工程表」を市に提出し、工程の内容について市の了解を得ること。

1-5 (担当者)

受注者は、設計に先立ち「担当者名簿」を市に提出すること。また、協力事務所に再委託する場合は、市へ申し出て承認を受け、かつ、担当者名簿にも記載すること。

なお、本業務の総合的な企画、判断及び業務の統括管理部分を協力事務所に再委託してはならない。

1-6 (再委託)

受注者は、設計に際し協力事務所を使用する場合、設計に先立ち再委託先の名称、住所、代表者名及び分担業務内容を記した「再委託先一覧表」を提出し、市の承諾を得なければならない。

1-7 (設計図書の帰属)

業務完了後の原図その他設計図書の著作権及び使用権は市に帰属する。また、著作者人格権の制限を設ける場合がある。

2. 調査・打合せ

2-1 (調査・打合せ)

本業務の設計にあたっては、市の指示により随時調査、又は打合せを行うものとし、打合せに必要な資料作成は受注者が行うこと。

2-2 (記録)

調査記録・打合せ記録等は、受注者が責任をもって行い、その記録を随時「設計協議書」として市へ提出すること。

2-3 (敷地調査)

受注者は、設計に先立ち(又は設計進行中において適宜)敷地調査を行うものとし、敷地の形状、寸法、隣接敷地、隣接道路、設備状況等を調査確認する。必要に応じて、下流水路等の調査を含むものとする。調査結果は写真・図面を添付し、「敷地・既設建物等調査結果報告書」として市へ提出すること。

2-4 (関係法令等一覧表)

本業務の設計において確認すべき法令・条例・要綱等は、各種申請の有無を問わず、各条文、現場の状況及び課題が明確となるよう「関係法令等一覧表」としてまとめ、各設計図面作成前の事前打合せに関係者が課題等を確認できるよう、市に提出すること。また、設計の進捗に伴い、新たに検討すべき法令等が発生した場合は、同一覧表に追加すること。

2-5 (貸与図面など)

市が貸与した図面その他の資料は、利用後速やかに返還すること。

3. 設計

3-1 (共通仕様書、遵守法令)

設計は、本要領によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築、機械、電気、建築物の各工事標準仕様書(最新版)等に準ずること。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を遵守した設計及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に適合した設計とすること。

その他、以下の関連法令等(最新版)も遵守すること。

- ・小学校設置基準(文部科学省)
- ・小学校施設整備指針(文部科学省)
- ・学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)
- ・学校給食実施基準(文部科学省)
- ・学校給食衛生管理基準(文部科学省)
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引(文部科学省)
- ・学校施設における事故防止の留意点について(文部科学省)
- ・建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- ・官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・測量業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・地質調査業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・土木設計業務等共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公園緑地工事共通仕様書(国土交通省都市局)
- ・門真市まちづくり基本条例
- ・門真市建築基準法施行細則
- ・公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築工事積算基準(建築工事編)
- ・公共建築工事積算基準(電気設備工事編)
- ・公共建築工事積算基準(機械設備工事編)
- ・土木工事標準積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・設計業務等標準積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・建築積算のための仮設計画標準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）
- ・公園緑地工事標準歩掛（国土交通省都市局）
- ・大阪府公共建築工事積算基準（大阪府住宅まちづくり部公共建築室）
- ・大阪府公共建築工事共通費積算基準（大阪府住宅まちづくり部公共建築室）

その他、対象施設の設置に関わる全ての法令、条例、要綱等を遵守した設計とすること。

3-2（機能的・経済的設計）

建物用途による生活分析、使用頻度等を調査し、目的を十分達成できるような機能体として設計する。基本計画及び別冊4「設計と条件書」の内容を十分に理解した上で、基本設計及び実施設計を行う。

杭、基礎形状、躯体等の構造設計については、市が構造性能、経済性、耐久性、環境配慮等を総合的に判断して工法を選択できるよう各種比較検討表を提出すること。また、建築や設備の計画においては、維持管理も含めた省エネルギーの方針やライフサイクルコストの考え方を整理すること。

3-3（工事計画）

3-2による機能的・経済的設計に加え、本設計を施工するうえでは、周辺住民や施設利用者、通行人等に対しできる限り影響の少ない設計を行うこと。

施工計画（仮設工事計画含む）にあたっては、制約条件、施工条件及び経済性について考慮して計画すること。また、施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面等に記入するものとする。

想定される工事期間について、受注者は「工事工程表」を市に提出すること。

3-4（設計図の作成）

受注者は、別添概要書及び市から貸与する各資料に基づき設計する。設計にあたっては、可能な限り標準化、簡略化を図ること。ただし、納まりの異なる部分、市が特に指示した部位については全て部分詳細図を作成すること。

全ての設計図はCADを使用して作図を行うこと。なお、BIM/CIMを使用する場合は、BIM/CIMデータとともに、CADデータ（JWCAD形式・DXF形式）へ変換し、市へ納品すること。

3-5（基本設計業務における概算工事費の検討）

概算工事費は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事積算基準・同解説」を基準とする。

概算工事費は、指示した設計目標額を超えてはならない。また、市が指示したときは設計に先立って概算内訳書を提出すること。概算工事費算出の根拠が分かる資料も添付すること。

なお、物価上昇等を踏まえて検討すること。

3-6（実施設計業務における積算）

積算は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事積算基準・同解説」を基準とする。

工事見積額は、指示した設計目標額を超えてはならない。また、市が指示したときは設計に先

立って概算予算書を提出すること。

なお、物価上昇等を踏まえて検討すること。

3-7 (解体設計業務における積算)

受注者は積算数量算出表の作成、単価の作成等を行い、解体工事費算出に必要な資料をとりまとめること。

なお、解体工事費は、指示した設計目標額を超えてはならない。また、市が指示したときは設計に先立って概算内訳書を提出すること。積算の根拠が分かる資料も添付すること。

3-8 (予定価格積算内訳書)

予定価格積算内訳書を提出する際には、積算数量計算書(数量拾出図共)、メーカー見積書、メーカー比較表、採用単価比較表(刊行物単価比較表を含む)、代価表も添付すること。また、予定価格積算内訳書の成果品引渡し後であっても、当該工事発注に際し、市が最新単価を必要とした場合は、市と協議の上、受注者は原則として無償で積算業務を行うこと。

なお、メーカー見積書は任意の3社以上から比較することを原則とする。

3-9 (原図等)

設計が完了したときは、原図データ、図面製本、工事費等設計資料一式を提出すること。

3-10 (発注事務)

本業務の成果を踏まえて工事発注を市が実施する場合、市が要求する図面及び工事費等の調整、質疑応答等の発注に係る事務について、受注者は本業務として責務をもって対応すること。

3-11 (セルフモニタリング)

事業者が実施する業務の水準を維持改善するよう、事業者自らセルフモニタリングを実施し、市にモニタリング報告書を提出すること。

4. 法的手続き

4-1 (関係官庁との打合せ)

設計に関する関係諸官庁（警察署、消防局、水道局、電気事業者、ガス事業者含む）への問合せ、協議、申請、受領等の手続き事務は、市の指示の有無にかかわらず受注者が自主的且つ迅速に行わなければならない。

また、市の次年度予算要求の時期までに法的整備に係る工事費、手数料、負担金等の額を示した一覧表を市に提出しなければならない。なお、打合せ完了後は、打合せ記録の提示をもって関係諸官庁の確認を受けること。

消防法についての確認等は、必ず市管轄の消防局担当者と直接に窓口にて実施すること。

関係諸官庁との打合せ内容は、2-2の「設計協議書」を随時市へ提出し、全ての法的協議完了時には、「関係法令等整備内容一覧表」を提出すること。

4-2 (計画通知等)

計画通知(構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請含む)、開発許可(不要許可)等の設計に伴う関係諸官庁、指定構造計算適合性判定機関等への法的手続き事務は、受注者が市に代行して行い、設計と並行して書類を作成し、許可書類の受領に至るまで遅滞なく手続きを進めなければならない。

5-1の変更設計、追加設計、仮使用承認申請もしくは法令改正等により、計画通知等各種許可申請等の変更申請等が発生する場合も、申請及び受領に至るまでの手続きを行うこと。

4-3 (関係法令等整備内容一覧表)

本業務の設計において、関係法令による各種申請の有無を問わず、2-4の「関係法令等一覧表」の各項目に対する基本設計での対応及び整備内容について「関係法令等整備内容一覧表」を作成し、市へ提出すること。

5. 設計変更・追加設計

5-1 (設計変更・追加設計)

本業務完了後であっても、対象施設の施工業務発注時の質疑応答や施工事業者からの指摘等で設計図書の不整合や記載不足が確認された場合、現況との相違により不測の状況が確認された場合等は、市の指示及び期限に従い、受注者は原則として無償で図面修正、変更設計、追加設計及び概算工事費の検討業務を行い、図面及び概算工事費資料一式を提出すること。

また、詳細図面の不足、設計時における検討及び協議不足等により欠如していた設計資料や追加図面及び概算工事費を市が要求した場合も同様とする。

なお、別冊 1-1「基本設計等業務委託概要書」に記載のない設計を市が新たに求めた場合は、関連する一つの設計として追加の業務を行うこと。この場合の業務の延長期間及び増額は市の積算に基づくものとし、増額は契約時と同率の落札率がかかるものとする。

5-2 (設計の取り消し)

関係諸官庁との打合せや事前の設計調査等により、本業務の一部が必要ない場合等は、その部分の設計料を市の積算に基づき減額する契約変更を行うこととする。

また、天災等の市の責に帰すことができない事由又は市の行政上の都合により本設計内容の一部の続行が不相当と判断した場合、その時点で執行済みの業務内容及び成果品を勘案した市の積算額をもとに市と受注者の間で協議の上、減額契約変更を行うものとする。

5-3 (業務期間(契約期間及び履行期間)の変更)

受注者は、業務期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数及び算定根拠、延長後の業務工程表並びにその他延長に係る必要書類を添付した「延長理由書」を市に提出及び説明し、許可を得なければならない。

6. その他

6-1 (疑義)

本要領に明記がない場合、あるいは疑義を生じた場合は、全て市と協議し、その指示に従うこと。

6-2 (起債、国庫補助金等に係る図書の作成等の支援業務)

本業務の設計及び概算工事費による当該工事が、国、府等の補助金・交付金等に関連する場合、受注者は市が行うそれらの事務手続き及び検査等について、必要な支援を行うこと。

6-3 (ワークショップへの出席及び資料作成等支援業務)

子どもたちや保護者、地域の方、教職員へ設計コンセプト等を伝達することを目的として、市が行うワークショップ等に参加すること。ワークショップへの出席対応は管理技術者又は意匠担当主任技術者が行うこと。基本設計を行うために、ワークショップ以外で教職員等の意見確認が必要となる場合は、受注者にて適宜ヒアリング等を行うこと。